特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

積丹町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道積丹町長

公表日

令和1年6月14日

[平成31年1月 様式2]

	ナルログラウン					
1. 特定個人情報ファイル						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
	積丹町は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。					
②事務の概要	① 被保険者に係る申請等(申請、届出または申出)の受理、審査等に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額 適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書に関する事務 ③ 国民健康保険税の賦課決定、減免及び徴収に関する事務 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。					
③システムの名称	1 国民健康保険(税)システム 2 国民健康保険(資格)システム 3 収納消込/滞納管理システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
(1)国民健康保険税賦課ファ・ (2)国民健康保険資格ファイル (3国民健康保険収滞納ファイ	į.					
3. 個人番号の利用						
	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項					
法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第24条					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (主)					
	・番号法第19条第7号及び別表第二					
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93、97, 106, 120 の項)					
	(別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43, 44, 45の項					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	住民福祉課					
②所属長の役職名	住民福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示						
請求先	郵便番号046-0292 積丹町役場総務課 住所:北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 電話:0135-44-2112 ファクス:0135-44-2125					

郵便番号046-0292 積丹町役場総務課 住所:北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5 電話:0135-44-2112 ファクス:0135-44-2125

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和1年5月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和]1年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実績 載されている。	項目評価 施機関に [・]	-	重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線	売しない(入手)]接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて <選択肢>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	いる	
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] ኇ	部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	る	ている

変更箇所

大大田		******	ナエル。これ	Approximate and	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の係数か Ⅲしきい値判断項目 1取扱者 数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	令和元年5月1日時点	事前	
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者 数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	令和元年5月1日時点	事前	
	Ⅳリスク対策 1から9まで	項目なし	追加された項目に新たに記載	事前	